

社会福祉法人 高春福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 高春福祉会（以下「法人」という。）の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事及び監事、評議員をいう。

2 報酬は、役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(法令等の遵守)

第3条 役員等は、関係法令、定款、当法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に就業し、協力して当法人の発展に尽くさなければならない。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

(理事長、理事及び評議員の業務報酬等)

第5条 理事長及び理事が、法人及び事業所(法人が運営する事業所をいう。以下「法人及び事業所」という。)の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払う。

2 評議員が、理事長命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払う。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

2 監事が、法人及び事業所の指導検査への立ち入り及び運営状況の指導、若しくは監査の業務又は、その他理事長命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払う。

(出張旅費)

第7条 役員が法人及び事業所の運営業務のため、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(重複支給の禁止)

第8条 法人及び事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表 1 (第 4 条・第 5 条関係)

名 称	報 酬
理事会	日額 8,000 円
評議員会	日額 8,000 円

別表 2 (第 5 条・第 6 条関係)

名 称	報 酬
理事長	(4 時間以内) 20,000 円
	(4 時間以上) 40,000 円
理事及び評議員	日額 10,000 円
監事	日額 10,000 円

別表 3 (第 7 条関係)

名 称	報 酬	その他
宿泊費	1 泊 15,000 円	実費額
報酬	日額 8,000 円	